

分離から混ざり合う教育へ

株式会社日本総合研究所
調査部 首席主任研究員 池本 美香

国連の障害者権利委員会は今年9月、日本政府の取り組みに対する勧告を公表した。わが国は2014年に障害者権利条約を批准しており、条約批准国は定期的に国連の審査を受ける。批准後初めてとなる今回の審査では、インクルーシブ教育に逆行する現状が問題視された。

インクルーシブ教育とは、障害のある子どもが分離されることなく、地域の学校に通うことを原則とし、必要な支援を受けながら全ての活動に参加し、共に学ぶという概念である。障害者権利条約24条は「障害者が教育制度一般から排除されないこと」「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」を批准国に求めている。


わが国では11～21年の10年間に、義務教育段階にある児童生徒数は0.9倍と減少する一方、障害のある子どものみを対象とする特別支援学校や特別支援学級の児童生徒数は1.8倍に増えている。同じ学校、同じクラスに籍を置くのではなく、障害を理由に分離されている子どもの割合が増えている現状は、インクルーシブ教育に逆行している。そこで、国連は質の高いインクルーシブ教育に関する国の行動計画を作るよう求めたのである。

海外のインクルーシブ教育はどのような状況にあるのか。例えばニュージーランドでは既に1989年の教育法において、心身の障害など特別な教育的ニーズがある子どもに通常の学校で学ぶ権利が保障された。

もっとも、その権利の実現には時間を要した。入学拒否に遭った親たちの訴えを受けた人権機関が2009年、政府に徹底を求める報告書を刊行。知的障害者団体が同年、障害のある子とない子が共に学ぶことに教育上の効果があるとして、障害のある子どもだけを対象とする学校の廃止を提案した。翌年には全国の学校を定期的に評価する国の教育評価局がインクルーシブ教育の実態調査を行い、実現できていない小中学校を14年までになくすという目標を設定。その目標は達成された。

障害のある子どもだけが通う学校は減少の方向にあり、現在は保育施設においても障害を理由とする入園拒否は認められていない。通常の保育施設や学校に通うことが原則となっているため、どうやって通うかについて、教育省の地方事務所の学習支援チームが、施設の改修、スタッフや支援機器の配置など、個別に環境を整備していく。

子どもの学習支援の質を確保することも重視されている。教育評価局が保育施設や学校を定期的に評価する際、全ての子どもに適切な環境が提供されているか否かを確認する。さらに注目すべきは、ニュージーランドでは国が毎年、学習支援を受けている子どもの親に対して、満足度などの調査を実施し、その結果を公表していることだ。



スタッフが子どもに敬意を持って接しているか、子どもの学習計画作りに参加していると感じられているかなど、単に形式的に同じ場所で学ぶだけでなく、質の高いインクルーシブ教育を目指している。子どもが尊重され、受け入れられ、自分の意見に耳を傾けられていると感じられることが重要なのだ。

わが国では障害児の親が、20カ所、30カ所で入園を断られる、通常の学校に通える自治体を探して引っ越す、登下校や学校生活に付き添うなど、並々ならぬ負担を強いられている。その背景には、インクルーシブ教育がまだ原則となっていない上に、入学拒否などの苦情を訴えて支援を求められる人権機関もなければ、学校の取り組みを評価する機関もないことがある。

障害のある子どもだけを対象とする学校や学級に籍を置く子どもは、ニュージーランドでは0・5%にとどまるが、日本は4・2%に上る。その中でも長野県は6・1%（いずれも2021年）とさらに高い。

障害のある子どもだけを対象とした学校や学級は教員の配置が手厚いことなどから、分離教育を選ぶ人も少なくない。しかし、障害のない子どもがある子どもと共に学ぶ学校なくして、インクルーシブな社会の実現は困難である。来年4月に創設される「こども家庭庁」は今般の国連の勧告をしっかりと受け止め、分離教育から「混ざり合う」教育への転換を進めなければならない。

信濃毎日新聞 2022年11月20日付「多思彩々」に掲載されたものをもとに作成